

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
001	要求水準書	2	I	2	2.3			事業期間・スケジュール（予定）	維持管理業務期間は令和23年3月31日17:00までである一方で、ユーティリティ調達業務は同日24:00までが範囲です。 実施方針質問のご回答より、令和23年3月31日17:00-24:00の間に、ユーティリティ使用量が通常の範囲を超えて増大した場合、受注者の責に抛るものではない可能性が高いため、当該費用増加分は協議の対象とできる理解です。 受注者の帰責に抛らないものは受注者の負担とならないことを、改めてご確認下さい。	通常の運転操作に関わるユーティリティの使用量をご負担いただくこととしておりますことから、大幅な使用量の増加の場合につきましては協議の対象といたします。	令和7年3月6日
002	要求水準書	12	II	1	1.1			汚泥処理施設建設予定地	重機の設置や通行する際、場内（地上および地下）において、支障となるものはないという理解でよろしいでしょうか。また、契約後に支障があると発覚した場合、発注者が自らの責任で支障を取り除かれるか、あるいは、受注者が支障を回避するために生じた費用について変更増していただくかのいずれかであるとの理解でよろしいでしょうか。	公表資料、閲覧資料、現地調査と合わせてご判断ください。上記のいずれの調査においても支障があると判断できず、契約後に支障があると発覚した場合は、ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
003	要求水準書	12	II	1	1.1			汚泥処理施設建設予定地	建設予定地周辺に資機材を仮置きするために、既存の維持管理に支障のない範囲で通行止めにすることは可能でしょうか。	既存の維持管理に支障ないと判断できる場合は、通行止めにすることは可能です。	令和7年3月6日
004	要求水準書	13	II	1	1.2	(2)		焼却炉施設規模	今池水みらいセンターへの搬出可能日数は年間30日とありますが、 ①1日あたりの受入可能量（t/日）に上限はありますでしょうか。 ②30日間での受入可能量（t/30日）に上限はありますでしょうか。 ③受入時間の制約はありますでしょうか。（例：9:00～17:00搬入可能など）	今池水みらいセンターへの受入れ可能量については、①50t/日最大、②1500t/30日です。搬入時間については、③9時から16時です。	令和7年3月6日
005	要求水準書	13	II	1	1.2	(3)		焼却炉施設規模	焼却炉施設規模は、当該箇所に記載されている参考固形物量（12.369t-ds/日以上）および要求水準書p59に記載されている脱水汚泥量実績値等に鑑みつつ、「濃縮脱水施設で発生した脱水汚泥を年間（長期）にわたって安定的に焼却できる容量」を事業者にて提案可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
006	要求水準書	21	II	2	2.2	(3)		事前調査	掘削深さがTP+14.0mに達しない場合、文化財調査は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 但し、基礎構造が杭基礎の場合、杭面積と施設面積（ともに投影面積）における杭面積の割合が5%以上の場合は文化財調査が必要となる場合がありますので、受注後の協議となります。	令和7年3月6日
007	要求水準書	21	II	2	2.2	(3)		事前調査	掘削深さがTP+14.0mに達せず、施工時に遺構面が発見され、文化財調査が必要となった場合、工期遅延および費用負担の責任は発注者側と考えてよろしいでしょうか。 もしくは、費用増加分については、増額変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
008	要求水準書	21	II	2	2.2	(3)		事前調査	文化財調査は、着工前の事前調査期間中に実施し、調査完了後に着工する理解でよろしいでしょうか。 また、調査機関が5か月を超える場合のリスクは発注者側にあるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、杭打ち前に受注者が掘削（矢板等の仮設含む）を行い、発注者にて5か月間の文化財調査後に、受注者が埋戻し（仮設解体を含む）を実施する想定です。 後段は、ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
009	要求水準書	24	II	2	2.4.1	(5)	3)	施工管理	「本工事の期間中、当該工事の工事車両が場内道路を通行する際は、少なくとも正門及び場内道路のうち2か所に交通整理員を配置すること。」とあります。  この「2か所」とは「場内道路」にかかるのか、「正門及び場内道路」にかかるのかをご教示願います。	「正門及び場内道路」にかかります。いいかえれば正門と場内道路に1人ずつ配置するという事です。	令和7年3月6日
010	要求水準書	25	II	2	2.4.1	(9)		水道光熱電力料	場内から水道水を借用する場合は、水道メーターを設け、使用量に応じて貴府に支払いするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
011	要求水準書	26	II	2	2.4.2	(12)		週休2日(4週8休)工事の実施について	「本工事の実施にあたっては、受発注者双方が綿密な工程調整を行うことにより、週休2日を確実に取得できるような施工計画を作成した上で工事に着手しなければならない。」とありますが、建設業務に関する工事のみが対象で、維持管理業務に関する点検整備、補修業務には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
012	要求水準書	30	II	2	3	(2)	4)	完成引渡し	本工事で建設する土木・建築施設および各機械電気設備の建設工事並びに撤去工事について、完了時期が異なる場合、完了後随時速やかに検査を実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第35条（設計建設業務に係る検査及び引渡し）による検査としており、事業契約書（案）第60条（部分引渡し）は想定しておりません。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
013	要求水準書	30	II	2	3	(2)	4)	完成引渡し	本工事で建設する土木・建築施設および各機械電気設備の建設工事並びに撤去工事について、完了時期が異なる場合、完成検査を終了した施設および設備から所有権は随時貴府に移管されるとの認識でよろしいでしょうか。	管理番号12を参照願います。	令和7年3月6日
014	要求水準書	37	II	3				機械設備に関する要求水準	本事業では、初沈汚泥および余剰汚泥を濃縮、脱水、貯留、焼却することが可能であれば、方式や型式にとらわれず、要求水準書p.1に記載の通り「民間事業者が保有する技術力やノウハウ等を最大限活用」した提案が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
015	要求水準書	37～40	II	3				機械設備に関する要求水準	「実稼働実績」に実証設備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
016	要求水準書	39	II	3	3.4			型式	貯留・搬出などの機械設備を2基以上設けることを求められておりますが、架台や土木建築などは求められてないとの理解でよろしいでしょうか。	架台や土木建築は必要ないと想定していますが、提案で必要な場合は受注者の負担にて実施ください。	令和7年3月6日
017	要求水準書	40	II	3	3.5	(1)		型式	下水処理場で一般的に使用されるA重油や都市ガス以外の燃料を使用する場合は、その燃料による稼働実績も追加で必要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
018	要求水準書	40	II	3	3.5	(1)		その他	「リン焼結対策を講じる」とありますが、技術提案と同様に、要求水準書に示された汚泥性状に対して、技術資料や実証データにより技術的有効性を証明できる対策を講じる必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
019	要求水準書	41	II	3	3.7			付帯設備	「重油または都市ガスのいずれかに代替可能な設備を設けること」とありますが、事業期間中に重油または都市ガス以外のバイオマス等のユーティリティを用いた場合、事業期間終了時に当該設備の撤去まで本事業に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、事業期間終了後に燃料が必要な場合は重油または都市ガス等の補助燃料を用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
020	要求水準書	41	II	3	3.7			付帯設備	「使用する燃料は安定供給が可能な燃料を選定する」とありますが、例えば下水終末処理場で実績のない燃料を用いる場合は、受託者は事業期間中の安定調達を担保する必要があると考えております。このため、安定調達を保証する書面等を用意し、技術提案書に添付する必要がありますと考えますが、この理解でよろしいですか。	重油または都市ガスのいずれかに代替可能な設備を設け、施設運用に支障をきたさないことを求めます。	令和7年3月6日
021	要求水準書	42	II	3	3.7			付帯設備	「発電設備を設ける場合は、発電した電力は焼却炉施設を稼働する設備で電力消費するものとする。」とありますが、 他方、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知）」別表によると、汚泥焼却設備と汚泥乾燥設備は明確に分類されております。 以上を踏まえ、例えば、焼却炉の前段に汚泥乾燥設備を設置する場合、発電した電力は汚泥乾燥機の稼働に要する電力消費からは差し引くことはできないとの理解でよろしいでしょうか。	焼却炉の前段に汚泥乾燥設備を設置する場合、発電した電力は汚泥乾燥機の稼働に要する電力消費からは差し引くことができますものとなります。	令和7年3月6日
022	要求水準書	44	II	4	4.4	(3)	1)	その他	「単独回路は補助継電器盤での構成を基本とする。」とありますが、「(1)制御盤方式」に記載されているように、現場動力制御盤での構成も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
023	要求水準書	44	II	4	4.5	(4)		計装設備	一般的に、汚泥濃度の連続計測は測定誤差が大きいため、連続計測器の代わりに手分析を行ってもよろしいでしょうか。	連続計測器は設置が必要です。	令和7年3月6日
024	要求水準書	45	II	4	4.6	(1)		監視制御設備	「なお、中央監視制御装置は、3台以上の構成とする。」とありますが、3台以上の構成とするのは汚泥脱水機棟・焼却施設用監視制御装置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
025	要求水準書	45	II	4	4.7			接地・配線・電路工事	「汚泥処理施設既設接地は撤去すること。」とありますが、接地極は埋め殺しすることとし、GLレベルにて極からの接地導線を切断する処置方法でよろしいでしょうか。	既設接地極板・接地棒については撤去とします。ただし現地状況により撤去困難な場合は別途協議とします。	令和7年3月6日
026	要求水準書	46	II	4	4.7			接地・配線・電路工事	「新設に伴い不要となった配線・電路は撤去を行うこと。」とありますが、既設構造物に影響を及ぼすような配管（壁貫通や床貫通）などは対象外との理解でよろしいでしょうか。また、撤去物の処理はどのように考えればよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理してください。	令和7年3月6日
027	要求水準書	46	II	5	5.1	(3)		一般事項	2段落目に、『目隠しの囲障を設置する』とありますが、維持管理上必要な箇所には開口及びシャッターを設けることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
028	要求水準書	53	Ⅲ	1	1.5	3)	②	脱水ケーキの搬出	<p>「点検整備期間中において大井水みらいセンターで発生した脱水汚泥を今池水みらいセンターまで運搬し…」とありますが本件について詳細をご教示をお願いします。</p> <p>①今池水みらいセンターへの受け入れは、3月を除けば事業者の要望通り受け入れを行っていただけという理解でよろしいでしょうか。（4月～9月でも対応可能でしょうか）</p> <p>②今池水みらいセンターへの受け入れについては年数回に分割することが可能でしょうか。（例えば6月に10日間、9月に10日間、12月に10日間、焼却炉設備を停止するということは可能でしょうか）</p> <p>③点検整備期間について、事業者の要望が通らなかった際に、点検整備費用の追加が発生した場合は別途請求可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>受け入れ先である今池水みらいセンターの焼却炉の運転計画を基に、今池水みらいセンターを受け入れ先とする他の水みらいセンターを含め年次計画が立てられます。</p> <p>①年次計画をもとに、可能な範囲での調整となります。</p> <p>②今池水みらいセンターの焼却炉の運転管理状況から基本的に分割はできません。</p> <p>③事業者負担になります。</p>	令和7年3月6日
029	要求水準書	53	Ⅲ	1	1.5	5)		焼却灰等の運搬処分	<p>「～なお、場外処分先は、フェニックスとし、発注者の責任の下に受注者が発注者の補助者となって、受注者自らが運搬、処分の委託契約者となることとする。」とありますが、</p> <p>①ここでいう「受注者」とはSPCのことであり、廃掃法上の排出事業者該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②大阪湾フェニックスセンターのHPによると、下水汚泥焼却灰の当初申込手続確認票は公共団体用となっていますが、本事業の受注者（民間事業者）でも申込可能との確認が取れているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
030	要求水準書	57	Ⅲ	4	4.3	(1)		補修業務の範囲	<p>別紙3の流用機器について、維持管理期間が始まる前までに健全度の改善に必要な補修については、発注者にて実施していただいた上での引き渡しとの理解でよろしいでしょうか。（設備がすぐに補修が必要な状態や、不具合が発生した状態での引き渡しはないとの理解です。）</p>	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
031	要求水準書	60	Ⅲ	7	7.2			業務期間終了時の施設の状態	健全度の算出に用いられる更新設備の経過年数は実稼働開始時から業務期間終了時までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
032	要求水準書	60	Ⅲ	7	7.2			事業期間終了時の施設の状態	<p>「（前略）ただし、早期供用開始又は業務引継日の健全度が低い等の理由により、業務期間終了時の健全度確保が困難であると発注者と受注者がともに合意する場合は、別途協議するものとする。」と表記されていますが、事業期間中にAMDBの健全度算出方法等が変更になった場合も協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
033	要求水準書	60	Ⅲ	7	7.2			事業期間終了時の施設の状態	<p>事業期間終了時の健全度が表中に示されていますが、AMDBの健全度算出方法に関して以下質問します。</p> <p>①点検・保守・補修を適切に実施した場合において、AMDBの健全度は「経過年数の要因が、当該設備機器の健全度評価に大きく影響する」と認識していますが、本表に記載される健全度は経過年数による健全度の低下が見込まれた値であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②上記①を踏まえて、形式の違い（例：ベルトプレス脱水機と遠心脱水機）で経過年数による健全度の低下に差はなく、点検・保守・補修を適切に実施した場合、どちらの脱水機でも事業終了時の健全度3.57以上を満たせるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
034	要求水準書	60	Ⅲ	7	7.2			業務期間終了時の施設の状態	<p>下部注釈に「その他補機類についても主機と同程度の劣化状況になるように努める」とあります。「主機」の定義については、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知）」別表の小分類に相当する設備と理解しております。上記を踏まえ、汚泥焼却炉設備に汚泥乾燥機を設置する場合、その付帯設備も含めて上記の別表に記載のある設備が主機の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
035	要求水準書	66	Ⅲ	12				その他	点検整備業務などで仮設ハウス等を使用する敷地は、無償で使用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
036	要求水準書	70	別紙1					業務範囲区分表	「土木、建築（1件当たり消費税込みで250万円を超える業務）」は、貴府の負担とされています。一方で、「機械、電気、建築設備（金額の制限なし）」は受注者の負担とされています。前者の規定であれば、250万円/件以上の建築工事補修は全て発注者の負担と読めますが、後者であれば、受注者の負担と読めます。前者と後者の対象範囲をご確認ください。前者は既設流用設備（継続使用部分）、後者は今回更新設備が対象である理解でよろしいでしょうか。	前者は、建築構造物を対象としており、後者は、建築設備（建築機械設備・建築電気設備）を対象としています。	令和7年3月6日
037	要求水準書別紙6 大阪府流域下水道水質試験実施要領	15		2	3		⑬	作業環境測定（粉じん、ダイオキシン類）	粉じん測定（A測定、B測定）は1回/6ヵ月となっておりますが、※3として「1年に1回行われる定期補修等については、その期間ごと。」となっております。このため、焼却炉設備のように定期補修を1年に1回実施する場合には、上記粉じん測定は、定期補修時の年1回実施のみということで宜しいでしょうか。それとも、このような場合でも6ヵ月に1回設備を停止して粉じん測定を実施しなければならないでしょうか。	定期補修を1年に1回実施される場合は、焼却設備内等の粉じん測定（A測定、B測定）は定期補修時に年1回実施のみということとなります。	令和7年3月6日
038	要求水準書別紙8 環境分析業務に関する要領	103					別表-4	作業環境測定（粉じん、ダイオキシン）	粉じん測定（A測定、B測定）は1回/6ヵ月となっておりますが、※3として「1年に1回行われる定期補修等については、その期間ごと。」となっております。このため、焼却炉設備のように定期補修を1年に1回実施する場合には、上記粉じん測定は、定期補修時の年1回実施のみということで宜しいでしょうか。それとも、このような場合でも6ヵ月に1回設備を停止して粉じん測定を実施しなければならないでしょうか。	管理番号37を参照願います。	令和7年3月6日
039	事業契約書（案）	9			19条			地元関係者との交渉等	発注者の指示により、受注者が協力する際に費用が発生する場合は別途請求可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙2のリスク分担表(1)によります。但し、一般的な事業説明への対応などは、受注者の業務の範囲内として実施ください。	令和7年3月6日
040	事業契約書（案）	16		4	36条			維持管理業務第三者による実施	維持管理業務の一部を非構成企業である納入設備メーカー（建設JV構成企業）の関連企業に委託することを想定しておりますが、本条にしたがって貴府の承諾を得ることで、採用できることをご確認ください。	維持管理業務のうち運転管理業務について、入札参加資格に定める構成企業が実施する必要があります。これ以外の業務について、ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
041	事業契約書（案）	17		4	38条			維持管理業務に係る事前提出書類	維持管理業務に係る事前提出書類として「業務実施契約書」「年間維持管理業務計画書」「月間維持管理業務計画書」の提出が規定されています。一方、要求水準書では、「運転管理業務計画書」「年間運転管理業務計画書」「月間運転管理業務計画書」が定められています。これらは、異なる書類でしょうか。別個に準備する必要があるかご確認ください。同一の書類である場合は、規定される提出時期が異なりますので、重ねてご確認ください。「月間維持管理計画書」は業務開始7日前、「月間運転管理計画書」は翌月の業務開始までと規定されています。	本事業は、「設計建設業務」と「維持管理業務」から構成されており、「維持管理業務」は、「運転管理業務」「保全管理業務」「ユーティリティ等の調達管理業務」「補修業務」より構成されており、それぞれ計画書は異なる書類で、個別に準備が必要です。	令和7年3月6日
042	事業契約書（案）	22		4	53条の2			維持管理に係る契約金額の改定	本件の参照先は、別紙3第5項第(3)ではなく、別紙3第6項第(3)ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日
043	事業契約書（案）	23		4	56条			前金払及び中間前払金	前払い請求の規定は、別紙3第4項第(2)ではなく、別紙3第5項第(2)ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日
044	事業契約書（案）	24		4	59条			部分払	部分払い請求の規定は、別紙3第4項第(3)ではなく、別紙3第5項第(3)ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
045	事業契約書(案)	24		4	59条			部分払	<p>実施方針・要求水準書(案)の質疑No. 125において「入札公告時に公表される各年度の支払限度額ならびに出来高予定額について、工期短縮提案がなされた場合はこれらが見直されるとの理解でよろしいでしょうか。」に対して「ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。」との回答をいただいておりますが、工期短縮提案だけに関わらず、事業者が提案する機器の製作期間や設置スケジュール、試運転時期等を踏まえ、事業を円滑かつ経済的に進めるうえで、支払限度額（年度割額）について変更協議の対象としていただけるとの理解でよろしいですか。</p> <p>また、支払限度額（年度割額）の変更協議に応じただけでない場合において、例えば、満額執行のために機器の製作時期を前倒しする必要が生じ、現地搬入までに相当の期間（3ヶ月以上）を要するようなものについては、その保管費は発注者にて別途負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	前段については、入札説明書等に対する質問及び回答の管理番号22を参照いたします。後段については、契約後の協議とします。	令和7年3月6日
046	事業契約書(案)	26		4	61条	1		債務負担行為に係る契約の特則	契約代金の支払いの限度額の期は、別紙3第4項(1)①ではなく、別紙3第5項(1)①ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日
047	事業契約書(案)	26		4	61条	2		債務負担行為に係る契約の特則	出来高予定額の規定は、別紙3第3(1)②ではなく、別紙3第4(1)ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日
048	事業契約書(案)	26		4	62条			債務負担行為に係る契約の前金払及び中間金払いの特則	「契約書記載の建設業務完成の時期」の引用元は、別紙3第4項(2)①ではなく、別紙3第5項(2)①ではないでしょうか。ご確認ください。	ご質問のとおりですので、訂正します。	令和7年3月6日
049	事業契約書(案)	28			66条	5		契約不適合の責任	別紙4の様式により、設計建設業務について、設計建設業務を担当する構成企業が債務保証を付しますが、乙型JVによる施工の場合、そのJVの代表企業が本様式を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
050	事業契約書(案)	28			66条	5		契約不適合の責任	別紙4の様式により、維持管理業務について、維持管理業務を担当する構成企業が債務保証を付しますが、維持管理業務を運転管理と補修で分割する場合、それぞれの担当企業が様式を提出することになりますか。それとも、入札参加資格に設定されている運転管理を担当する企業のみが提出（保証付保）の対象となりますか。	分割した場合は、担当範囲を踏まえて各構成企業の保証範囲を明示し提出してください。	令和7年3月6日
051	事業契約書(案)別紙2	46	リスク分担保					用地の瑕疵リスク	「業務用地」とは建設可能用地および掘削制限地（要求水準書P12）という理解でよろしいでしょうか。	業務用地は、要求水準書P. 12図Ⅱ-1「汚泥処理施設建設予定地」の建設可能用地、焼却炉建設用地のとおりです。	令和7年3月6日
052	事業契約書(案)別紙2	46	リスク分担保					用地の瑕疵リスク	「業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等」とありますが、発注者が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物による工期遅延のリスクは発注者分担保という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P. 21の「2.2 事前調査」に記載のもの以外はご理解のとおりです。	令和7年3月6日
053	事業契約書(案)別紙2	48	リスク分担保					運転管理費増大リスク	脱水ケーキや灰の処分費は本分担保から分類しにくいと思料しますが、量（要求水準範囲内）は受注者、単価は発注者のリスク負担となるという理解でよろしいでしょうか。	量については、ご理解のとおりです。単価（今池水みらいセンター処分費およびフェニックス埋立単価）については、事業契約書（案）の別紙3 6. 契約金額の改定で反映します。	令和7年3月6日
054	事業契約書(案)別紙2	49	リスク分担保					※5	※5において、「不可抗力に該当するかは協議によって決定する」とありますが、その判断基準についてご教示ください。 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定される”災害復旧事業”を適用した事象は、不可抗力に該当することをご確認ください。	不可抗力による損害であるか否かについては、個々具体の事例毎に社会常識に従って協議により決定します。災害復旧事業の適用は協議の参考事項となります。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
055	事業契約書(案)別紙3	50		1	(1)	①			設計建設費は、『年度ごとの出来高に応じて部分払いを行い、設計業務及び建設業務完了時の発注者への施設引渡しの際に、出来高予定額の全額を支払う』とあります。本項にて部分払いの対象となる設計建設費には、設計建設業務期間のSPC運営費も含まれます。 ここで、部分払いは、本契約書の別紙3 第4項 (P57) の年度別予定額及び支払いスケジュールに従うものと理解しますが、本SPC運営費は、本表の設計業務または建設業務のどちらの項目に含むものかご教示ください。 なお、本SPC運営費は、定常的に生じる経費のため、発注概要書に、毎年部分払の支払い限度割合が規定されている「設計建設業務」の方に含まれるものと思料します。	設計建設費に含まれるSPC運営費に関し、事業契約書(案)別紙3 第4項の設計業務、建設業務の各項目への反映方法について、本府から指示するものではありません。	令和7年3月6日
056	事業契約書(案)別紙3	54		3	(2)	③		各費用の支払額の算定方式等変動費1	受注者が年間の「最大混合濃縮汚泥固形物量(t-DS)」を提案することとなっていますが、当該固形物量は流入水量・水質（環境条件）に影響されるため、受注者で設定できません。 本件を提案者で設定する意味と目的をご教示ください。 事業者の提案で工夫や効果が発揮されにくいと考えられる場合は、削除いただけるようご検討ください。 なお、基本的には、与条件にある予測日平均混合汚泥固形物量 (t-DS/日) に365日/年を乗じた数量が基準になるかと思料します。	変動費は混合濃縮汚泥固形物量(t-DS)の実績値を指標にして各種単価を乗じて支払いするため、処理工程における過剰な添加材の投入による実績値の嵩増し等を抑制する目的で設定します。 入札時の費用算定においては、与条件にある汚泥性状の変動を考慮して受注者の提案する処理方式に応じた最大混合濃縮汚泥固形物量の提案を求めます。 要求水準に示す汚泥性状の範囲を逸脱する流入水量や水質に起因する場合は、別途協議とします。	令和7年3月6日
057	事業契約書(案)別紙3	69		6	(1)	②		契約金額の改定	設計建設業務の金額改定について、「1,000 分の15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない」とあります。例えば増加分が1000分の18であった場合は1000分の15を控除し、1000分の3が増額対象になるという理解でよろしいでしょうか。	6 (2)②について、ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
058	事業契約書(案)別紙3	71		6	(4)			契約金額の改定改定率の指数	変動費1のうち、電力料金、水道料金、フェニックス埋立単価、今池水みらいセンター処分費は、実際の契約単価（請求単価）で改定されるとされています。即ち、事業者において、本項に係るサービス対価（SPC収入）は、実績費用に応じて支払われる理解でよろしいでしょうか。	電力料金、水道料金、フェニックス埋立費用、今池水みらいセンター処分費について、発注者から受注者へは、様式4-5-21, -22, 様式4-5-27, -28において受注者の提案する原単位（t-DSあたり）、処理した汚泥の混合濃縮汚泥固形物量(t-DS)実績値、契約単価（請求単価）を乗じて算出し支払います。	令和7年3月6日
059	事業契約書(案)別紙3	71		6	(4)			契約金額の改定改定率の指数	今池水みらいセンター処分費は、「※発注者の当該年度終了時に確定した費用に基づく」とあります。 【P. 70(3)物価変動に伴う契約金額B及びCの改定③変動費1】において、「各年度内の見直し時期は、受発注者協議とする。改定した処理単価は、改定年度の4月以降の支払いに反映させ、改定により差額が生じた場合は遡って清算を行う」とありますので、各年度の支払いは、前年度から継続する現行処理単価で一旦月次清算され、その後、年度終了時に実績確定費用に基づき改定した単価で遡って差額清算される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
060	事業契約書(案)別紙3	71		6	(4)			契約金額の改定改定率の指数	電気料金、水道料金、フェニックス埋め立て単価についても、今池水みらいセンター処分費と同様に当該年度終了時に確定した実績単価で遡って差額清算される理解でよろしいでしょうか。	電力料金、水道料金、フェニックス埋立費用については今池水みらいセンター処分費と違い、維持管理業務実施月の実際の契約単価（請求単価）に基づいてその都度当該月の費用を算出し支払うことを想定しています。	令和7年3月6日
061	要求水準書	45	II	4	4.7			接地・配線・電路工事	既設接地極板・接地棒については、場内残置としますがよろしいでしょうか？	管理番号25を参照願います。	令和7年3月6日
062	事業契約書(案)	24	第58条					前払いの使用等	前払いの使用先について、事業契約書別紙3 (P. 50) ①設計建設業務の対価内訳に記載のあるSPC運営費にも充当できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
063	事業契約書(案)	37	第81条	第3項				著作権の譲渡等	業務成果物に基本協定書第10条で保護される秘密情報が含まれるところ、秘密情報が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、秘密情報が含まれる業務成果物を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとしていただきますようお願いいたします。	公表する内容等について事前に協議の上決定するものとします。	令和7年3月6日
064	事業契約書(案)	49						別紙2 リスク分担表	※5の天災等の定義について、「通常の予想をこえた」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見して然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては天災等に該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
065	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	物価変動の清算において、施工日、出来高完了日が大きく異なることから、工種ごと（土木建築、機械、電気）にて、清算を実施頂きたい。	契約書別紙3 6. 契約金額の改定を参照願います。	令和7年3月6日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
066	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	物価変動について、詳細設計期間の物価変動による改定も行われるとの理解でよろしいでしょうか。	契約書別紙3 6. 契約金額の改定をご参照願います。	令和7年3月6日
067	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	物価変動について、建設工事期間の物価変動による改定も行われるとの理解でよろしいでしょうか。	契約書別紙3 6. 契約金額の改定をご参照願います。	令和7年3月6日
068	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	設計建設期間の物価変動の指標について、国土交通省の建設工事費デフレーター(下水道)や日銀企業物価指数、国土交通省の公共工事労務費単価を参照するなど、ご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務の物価変動の指標について、ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
069	事業契約書(案)	68		6	(2)	⑥		物価変動	本項については、国土交通省発行の「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)」のインフレスライド条項に従い運用されるとの理解でよろしいでしょうか。	「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年3月(令和元年5月一部修正)(令和3年4月一部修正)大阪府)」により運用します。	令和7年3月6日
070	事業契約書(案)	68		6	(2)	⑥		物価変動	本項については、貴府ご発行の建設工事/スライド条項の運用「工事請負契約におけるインフレスライド条項の運用について(平成26年3月25日)(PDF:154KB)」「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(PDF:300KB)」が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
071	要求水準書	51	Ⅲ	1	2	7		廃棄物管理	ゴムくず、コンクリートがら、廃プラ、金属くず等の管理後の処分は、最終どのようなになるのでしょうか、ご教示ください。	受注者にて適正に管理・処分してください。 なお処分費用については、事業費に計上しております。	令和7年3月6日
072	要求水準書別紙	108	別紙9	(5)				脱臭用吸着剤取替業務	実施年度の記載がございません。機械設備に関する要求水準に記載されている数値を基に、受注者が計画するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
073	要求水準書別紙	117	別紙9	(9)	6	1	(2) (3)	除草業務	年間の作業回数等を考慮との記載があるにもかかわらず、6月頃と11月頃の年2回との記述もあります。除草工は年間2回との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月6日
074	事業契約書(案)別紙2	47						汚泥性状の変動リスク	「要求水準書に示す条件外の汚泥性状の変化に伴う経費の増加」は発注者負担となっています。汚泥性状が要求水準に示されている性状の範囲外の場合、履行保証外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.58の「6.1. 供給汚泥量に関する基準」に示すとおり、受注者に責が無いこと、受注者に具体的にリスクが発生していることを受発注者協議により確認した場合に、発注者のリスクとします。	令和7年3月26日
075	事業契約書(案)別紙2	47						汚泥性状の変動リスク	今回リンの焼結対策が求められておりますが、流入するリンの変動につきましても、要求水準書および過去5年分の「大阪府流域下水道維持管理報告書」の範囲外の場合、履行保証外との理解でよろしいでしょうか。	汚泥性状のうちリンの範囲の条件については、過去5年分の「大阪府流域下水道維持管理報告書」の実績、様式4-5-18, -24に示す予測日平均混合濃縮汚泥固形物量をもとに想定ください。なお条件の決定は、受注者の想定する条件の妥当性を含め契約締結後の受発注者協議を以て行うものとします。また決定後において範囲外となるリスクの負担の考え方については、受注者に責が無いこと、受注者に具体的にリスクが発生していることを受発注者協議により確認した場合に、発注者のリスクとします。	令和7年3月26日
076	事業契約書(案)別紙3	70		6	(3)	②		契約金額の改定	維持管理業務について、「1,000分の15以上の変動があった場合に改定を行うことができる」とあります。例えば増加分が1000分の18であった場合は1000分の18が増額対象になるという理解でよろしいでしょうか。 なお、本質問は固定費1、固定費2、変動費1について共通のもので	(3) 物価変動に伴う契約金額 B 及び C (維持管理業務) の改定」について、ご理解のとおりです。	令和7年3月26日
077	基本協定書(案)	2			5条	1		業務の委託	設計建設業務の委託先を本条にて設定しますが、構成企業(SPC出資者)を含む設計建設JVでも対応可能であることをご確認ください。 実施方針質問において、工事契約を乙型JVで受託可能とご回答いただいておりますので、問題ない認識です。	乙型JVに、焼却炉機械設備工事を担当する構成企業を含む場合は問題ありません。	令和7年3月26日
078	基本協定書(案)	2			5条	1		業務の委託	維持管理業務の委託先を本条にて設定しますが、運転管理業務と補修業務等を分割して委託することが考えられます。この場合、構成企業の入札参加資格として設定される運転企業のみを受託する企業として記載すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月26日
079	基本協定書(案)	2			5条	1		業務の委託	前項の質問に関連して、運転管理の他、補修工事の委託先も列記する必要がある場合、補修工事を請け負う企業のうち、構成企業のみを記載するものとし、第三者に委託する場合は、実施契約書第36条に従い貴府の承諾を受けて対応するという理解でよろしいですか。	維持管理業務の委託先の設定について、管理番号78を参照願います。 第三者への委託についてご理解のとおりです。	令和7年3月26日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
080	基本協定書(案)	5	第10条	第3項	第1号			秘密保持等	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要としていただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。なお弁護士等の専門家については、個々の秘密情報提供の都度、通知していただくことは想定しておらず、案件を依頼されるにあたって予め弁護士等を特定して包括的に通知していただければ結構です。	令和7年3月26日
081	基本協定書(案)	5	第10条	第3項	第6号			秘密保持等	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いいたします。	府からの事前通知に対して申し出があった場合には、原則として協議に応じますが、状況によりその余裕がない場合等、ご希望に沿えない場合があります。	令和7年3月26日
082	基本協定書(案)	5	第10条	第4項				秘密保持等	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いいたします。	管理番号81を参照願います。	令和7年3月26日
083	事業契約書(案)	5	第10条					設計建設業務に係る契約の保証	維持管理期間における履行保証は、1年ごとに保険を締結し、途切れることなく貴府へ提出することで、問題ないという理解でよろしいでしょうか。	第10条の2「維持管理業務に係る契約の保証」の各項のとおりです。	令和7年3月26日
084	事業契約書(案)	46						別紙2 リスク分担表	設計段階の用地リスクの地盤・地質リスクについて、「発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合」は発注者が負担者となっておりますが、あらゆる障害物の存在を正確かつ具体的に予見して把握することは不可能であるため、契約の時点で正確かつ具体的に予見していきながら、然るべきであったという特別な事情がある場合を除き、予見不可能と判断されるという理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表記載のとおりであり、発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受けるかどうかによって判断します。	令和7年3月26日
085	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	物価変動の精算において、設計完了時に単価合意などの単価確認を行うことはございますでしょうか。	設計完了時以降に、物価変動に伴う契約金額の改定における受発注者協議に資する目的で、受注者に、契約額の総価、業務費内訳書内訳額を変更しない前提で、設計単価資料・積算資料の作成、提出を求め、協議することがあります。	令和7年3月26日
086	事業契約書(案)別紙3	68		6	(2)			設計建設業務の契約金額の改定	契約金額の改定について初回に改定する場合の基準日は単価適用年月日である令和6年6月1日という理解でよろしいでしょうか。	物価変動に伴う契約金額（設計建設業務）の改定における「基準日」に関して、事業契約書（案）6. 契約金額の改定(2)③のとおり、請求のあった日を基準とします。 なお、初回改定時の変動前残工事代金額における単価適用年月日は、事業契約締結後の受発注者協議にて決定するものとします。 入札時は令和6年6月1日時点の単価・物価等水準を想定して応札ください。	令和7年6月26日
087	事業契約書(案)別紙3	69		6	(3)			維持管理業務の契約金額の改定	契約金額の改定について初回に改定する場合の基準日は単価適用年月日である令和6年6月1日という理解でよろしいでしょうか。	物価変動に伴う契約金額（維持管理業務）の改定における「基準日」に関して、事業契約書（案）6. 契約金額の改定(3)のとおり定める時点を基準とします。 なお、初回改定時の変動前の維持管理業務契約金額における単価適用年月日は、事業契約締結後の受発注者協議にて決定するものとします。 入札時は令和6年6月1日時点の単価・物価等水準を想定して応札ください。	令和7年6月26日
088	事業契約書(案)別紙3	71		6	(4)			改定率の指標	改定率の指標が記載されていますが、契約後、事業者と発注者で協議の上指標の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	指標の変更の協議を希望する場合は、落札者決定後から事業契約締結前までをお願いします。	令和7年6月26日
089	事業契約書(案)	68		6	(2)			物価変動	物価変動の起算日は、令和6年6月1日との理解でよろしいでしょうか。	管理番号86を参照願います。	令和7年6月26日
090	事業契約書(案)	71		6	(4)			改訂率の指標	改訂率の指標は長期間の事業になるため、記載されている指標が、当該項目の物価変動幅と大きな相違が出る場合、発注者、受注者協議の上、変更できると理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後における指標の変更については、事業契約書（案）第93条に基づく協議事項とします。	令和7年6月26日
091	事業契約書(案)別紙3	51		1	(2)	①		変動費1 変動費2	変動費1及び変動費2には事務費が内訳として含まれますが、物価変動に伴う維持管理業務の価格改定において、事業契約書(案)p71の「(4)改定率の指数」の費用項目には「事務費」の記載がありません。つきましては、事務費は価格改定の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、対象外である場合、p72②の「変動費の処分単価」には事務費を含まないという理解でよろしいでしょうか。	事務費については、「公共工事設計労務単価（国土交通省）・電工」を物価変動の改定率指数とします。(4)改定率の指数の表を修正します。	令和7年6月26日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
092	事業契約書(案)別紙3	72		6		(5)		改定後の支払額 ①固定費 ②変動費	<p>物価変動に伴う維持管理業務の価格改定において、 An:各費用項目の金額（又は単価）の構成比率 αn:各費用項目の改定率 で示されております。</p> <p>技術提案時に提出する見積書においては、各費用項目の金額（又は単価）を記載する様式となっておりますが、入札時に提出するものにはこれらを記載する場所がありません。 つきましては、改定金額計算時に使用するAnはどのように算出されるかをご教示ください。</p>	<p>様式5-2-2業務費内訳書2（再入札時は様式5-2-4）の金額に対応する維持管理業務の内訳書及び明細書を設計業務完了時に、提出ください。（維持管理業務の内訳書及び明細書は、様式5-2-2（再入札時は様式5-2-4）の維持管理業務の各金額に一致する内容で作成してください。） Anは提出いただいた書類の内容を参考にして算出することを予定しています。 また併せて、設計建設業務についても、様式5-2-1業務費内訳書1（再入札時は様式5-2-3）の金額に対応する設計業務の内訳書及び明細書を契約締結時に、対応する建設各工事の内訳書及び明細書を設計業務完了時に、提出ください。（設計業務の内訳書及び明細書、建設各工事の内訳書及び明細書は、様式5-2-1（再入札時は様式5-2-3）の設計業務の金額、建設各工事の金額に一致する内容で作成してください。）</p>	令和7年6月26日
093	要求水準書	30	II	2	3	(2)	4)	完成引渡し	<p>[管理番号12の回答への質問] 「事業契約書・・・第60条（部分引渡し）は想定しておりません。」と回答を頂いております。</p> <p>本事業では濃縮施設および脱水施設は全て撤去・更新となっております。撤去するためには、事前に更新設備で汚泥処理を開始しておく必要があります。この部分の部分引渡しは必要と考えています。 なお引渡しを行わない場合、既設撤去着手時から完成引き渡しまでの期間は水処理から送られてきた汚泥を受注者が所有する設備で処理することになります。 撤去工事に先立つ部分引き渡しについては協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>部分完成検査・部分引渡について、協議するものとします。管理番号12、13の回答を修正し、本回答のとおりとします。</p>	令和7年6月26日
094	要求水準書	60	III	7	7				<p>要求水準書7.2 業務期間終了時の施設の状態事業終了条件となる「業務終了時の健全度」は「業務期間終了時の経過年数」から計算されますが、この経過年数の起点をお示しください。 設備の「引渡日」でしょうか、それとも「実稼働開始日」でしょうか。 実際の設備の健全度は、AMDBで算定されますが、その算定方法はJS特許情報のため、事業者ではわかりかねる部分です。</p> <p>引渡条件と算定条件をそろえるため、上述の「業務終了時の健全度」と「AMDBの算定期間」の開始日は、同日となるようご考慮ください。もし別日となる場合は、AMDBの算定方法次第で健全度の確保が困難になることが想定されますので、協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務終了時に施設に求める健全度とAMDBでの健全度の算定において、起点の開始日は同日とし、引渡日（部分引渡するものは部分引渡日）を基準とします。</p>	令和7年6月26日
095	要求水準書別紙	143						既存土質調査	<p>貴府が算出した提案限度額において、杭工事の算出根拠（杭打設工法、杭種、杭径、杭長、本数）をご教示ください。 また、算出基準とした既存土質調査箇所はNo.1～No.3のいずれでしょうか。</p>	<p>前段については、「入札説明書等」「技術提案書作成要領等」への質問は期限を過ぎており回答できません。 後段については、No.2です。</p>	令和7年6月26日
096	事業契約書(案)別紙3	68		6	(2)(3)			設計建設業務の契約金額の改定 維持管理業務の契約金額の改定	<p>要求水準書等に対する質問回答No. 86、No. 87において設計建設業務、維持管理業務それぞれについて、「入札時は令和6年6月1日時点の単価・物価等水準を想定して応札してください。」とあります。 一方、その前文には、初回改定時の「単価適用年月日は、事業契約締結後の受発注者協議にて決定するものとします。」とありますが、初回改定時の単価適用年月日は令和6年6月1日であるとの認識でよろしいでしょうか。 また、初回改定時の単価適用年月日が令和6年6月1日以外で協議となるのはどのような場合でしょうか。</p> <p>本内容は入札金額に大きく影響しますので、可及的速やかにご回答いただくようお願いいたします。</p>	<p>管理番号86、87の質問回答のとおりです。 なお、設計建設、維持管理の業務ごとの初回改定協議において、改定前の単価・物価等水準を令和6年6月1日時点として協議することとします。 協議の際、管理番号92の質問回答により提出いただくこととしている書類をご準備ください。</p>	令和7年7月22日
097	要求水準書	33	II	2	3	(1)	1)～3)	汚泥供給等の取合い条件	<p>1)初沈引抜汚泥～3)水処理スカムの取合い条件は、「汚泥濃縮棟内B1F棟内第1フランジ取合とする」との記載がありますが、別紙13「既存設備との取合い位置図」では汚泥濃縮棟に入る手前のフランジ取合と見えます。要求水準P.33に記載の取合い点を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書のとおりとし、別紙13を修正します。なお、①-4スカム排水管、①-7再利用水管（汚泥）、①-8再利用水管（焼却）についても汚泥濃縮棟内B1Fの棟内側での取合いとし、同様に別紙13を修正します。</p>	令和7年7月22日